

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) R002222 主管
 77年 月 13日 20時 20分 スイス 発
 77年 01月 14日 04時 37分 本省 着

外務大臣殿

加取 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日加原子力協力協定改訂問題 (回答) (B)

1/4 新 区

第 1 号 暗秘 至急 (ゆう先処理)

貴電国科合第164号に関し、

13日、外務省フォン・アルクス法律問題担当官 (NPT及び原子力問題担当) が 往訪せるシンヨに述べたところ次のとおり。

貴電1. に関し、結果となつている。

カナダ側の要求している FULLSCOPE FALLBACK SAFEGUARD RDS の概念は、IAEA 決議 GOV/1621 を指すものと思われるが、これは、本来は NPT 非参加国に対して適用されるものである。スイスとしては、現在のところカナダより上記 FULLSCOPE うんぬんについては何ら聞いていないが、今月 15日 (1日限り) に行われるカナダとの原子力協力協定交渉において提示される可能性はあろう。なお、カナダ側首席代表のワルフオードは現在 EC を訪問中の趣であるが、これはユートラムとの間に何らかの交渉が行われることを示すものと思つている。

仮に、15日にカナダ側より上記概念の導入が要請される場合には、スイスとしては、日本側の主張と同様、国際的検討の進んでいない段階では右は受入れ難いとする

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

態度をとらざるを得ない。かかる態度をとる根拠となるのは、第一にスイスが他国に先がけて先例を作ることは極力避けたいとする考え方及びロンドン・クラブ参加問題その他の不利益等について強い懸念が表明されていたNPTがやつと議会で承認されてわずか1カ月の時点で、重ねてカナダ側のかかる要求を受容れることになれば、内政上議会に対する説明が極めて困難となるとの判断があるからである。かかるカナダの要求が生ずるのは、一部には、ロンドン協議のガイドラインの適用のし方に問題があるからである。即ち、核兵器不拡散の見地に立てば、条約によつて核兵器の保有、製造等を禁止されているNPT参加の非核兵器国に対しては、本来、右ガイドラインの適用は不必要なものである。しかるに、現実には、条約加盟の非核兵器国はそうであるということのために、一律にロンドン協議のガイドラインの適用を受けるという不利益をこうむる結果となつている。

貴電2. に関し、

原子力関係資材の再移転に対する供給国による直接規制については、現在のスイス・カナダ間原子力協力協定 (1950年代末締結) 中に規定が存在する。それ以外の「あらゆる情報に対する諸規定の適用」、「20%以上、以下を問わぬのう縮に対する直接規制」等の厳しい要求については、今までのところ「カ」側より何らの通報を受けていない。ただし、上記1. と同様、今次交渉段階で提出される可能性はじゆう分にあると考えられる。その場合には、上述のロンドン協議ガイドライン適用問題の可否はひとまず置くとしても、日本側の主張するとおり、行過ぎの感を免れない。スイスはこれまでに「カ」側といく度か交渉を重ねてきたが、「カ」側は交渉の度に毎に要求をエスカレートしてきている。今回日本に対して行つている要求の如きは、

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係（TEL 2172）に連絡ありたい。

電信写

NPTのわくを超えてしまつているとしか言いようがない。総じて、対カナダ原子力協定改定問題に関しては、スイスと日本の立場は非常ににているものであり、カナダ側の厳しい要求について日本がスイスと同様の見解を有していることはスイスとしても心強く思つている。日本と同様スイスもカナダからのウランの供給に相当程度依存しており（2つの原子力発電所の必要とするウランがカナダから供給されている）、供給停止になれば、電力業界のこうむる影響が大きい。今次日本に対して行つた要求がそのままスイスにも行われることになれば、スイスとしては、これに対しててい抗せざるを得ない（少なくともリーディング・ケースにだけはなりたくない）。「カ」側が供給停止をちらつかせる場合には、NPT条約第4条の規定違反として応しゆうすることもあり得る。

貴電3. に関し、

スイス・カナダ間の協定交渉については、スイス側としては、現存の協定に対する付属取極（ZUSATZABKOMMEN）締結交渉であると解している。カナダ側は、1975年12月30日、在ベルン大使館を通じ、協定に対する付属条項の追加承認を求め、スイス側がその交渉に応じない場合には、1976年1月ないし2月を以つてウランの供給をストップする旨通報越した。これに対し、スイスは、一応予備交渉の意思ありとする回答を送り、カナダ側もこれによりEMBARGOを6月末まで延期することとした。

76年5月には自分（「フ」）が非公式にオタワに赴き、カナダ側とせつしようした結果、AD REFERENDUMで付属取極のテキストを作成した。続いて同年8月連邦内閣により正式にスイス側の交渉代表団が任命され、9月、パリで交渉を行

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

つたが、結局、何らの合意に達しないまま今日に至っている。

貴電4. に関しては、スイスについては未だかかる事実はない。

本電の取扱いについては御注意願いたい。

米、加、オーストリア、EC代に転電願いたい。

(7)

カナダ協力協定改訂問題

114号 略秘 至急

閣下科合第164号に関し

閣下担当課長 (FERRETTI 参事官) が12日、モスクワに訪れた。カナダは全核燃料サイクルに対するセーフガードを受け入れることは15年以内 (短期不可能) 等主張し、当初はイタリア・加二国間協定によるセーフガード、イタリアは二国間協定はきよ否し、3か月米ユーラトムとカナダの間で交渉、イタリアとしては既存二国間協定、ロンドン・ガイドライン、ユーラトム、カナダにこれまで受け入れた範囲を超えるあらたな規制を受け入れる用意はない。FALLBACK SUPPLYに限定し、ロンドン・ガイドラインの範囲にとどめ、ユーラトムを通ずるセーフガードに非ざれば同意できない。

同様に、貴電貴電3. の如きカナダの主張に対しても反対応ずる。ロンドン・ガイドラインの範囲内に止めることを主張している。カナダはイタリアとならんでこの点に同意しない。